

## SAITAMAロボティクスセンター(仮称)広報誌制作業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

SAITAMAロボティクスセンター（仮称）広報誌制作業務

### 2 委託期間

契約日から令和8年9月30日（水）まで

### 3 目的

埼玉県は、県内中小企業等のロボット産業への参入を支援するため、ロボット開発の支援施設である「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）（以下「センター」という。）」を令和10年度の開所を目標に整備することとしている。

また、センターの開所に向け、ロボット産業に関連する又は参入を目指す企業等で構成する埼玉県ロボティクスネットワーク（以下「埼玉ロボネット」という。）という会員組織を立ち上げ、ロボット関連セミナーや研究会、展示会への出展等の活動を行っている。

本業務は、センターの整備イメージや埼玉ロボネットの活動内容をPRすることで、これらの知名度を高め、開所後のセンターの利用の拡大と、県内中小企業等のロボット産業参入の促進を目的とするものである。

### 4 想定する用途

- (1) 埼玉県が出展する展示会での配布
- (2) 埼玉県が実施するセミナーや研究会での配布
- (3) 埼玉県ホームページ等での公開

#### ※参考

埼玉県公式ホームページ「「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」の整備及び圏央鶴ヶ島IC東側地区産業用地における成長産業の集積について」

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/noudai\\_atochi.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/noudai_atochi.html)

### 5 委託業務の内容

広報誌作成に必要な業務及び付随する業務一式

#### (1) 制作方針・概要

ア センターの活用メリットや立地が明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。

イ 提供するパース図等を活用し、センター内の施設ごとに、施設等の詳細を分かりやすく記載すること。

- ウ 埼玉ロボネットの活動に関する内容を最低1ページ作成すること。
- エ 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。
- オ スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。県への業務進捗状況の報告、又は意見交換を主な内容とした打合せを、県の求めに応じて月1回以上開催すること。

(2) 掲載内容

業務の目的を踏まえ、以下の内容等について、パース図、写真、イラスト等を用いて分かりやすく掲載すること。文章、パース図、写真は県からの提供とする。

P1	表紙
P2~7	センター内施設・設備及び埼玉ロボネット活動紹介
P8	センターまでの交通アクセス

※仕様書の内容を満たしていれば、提案により基本構成の組み換えやページ数の削減等の変更も可能とする。ただし、県と協議の上、最終決定するものとする。

(3) 規格等（原則として下記のとおり。業務の目的を達成するため変更を提案する場合は、県との協議を行う。）

- ア 規格 A4版両面
- イ 色数 4色刷
- ウ ページ数 概ね8ページ

(4) 原稿の渡し方

契約締結後、データ支給（Word、Excel、JPG、PNG等）

(5) デザイン

- ア 提供するパース図等を効果的に利用し、センターの整備内容等が分かりやすく伝わるデザインとすること。
- イ 必要に応じてイラストを作成し、そのイラストを用いてデザインすること。

(6) 校正

文字・色校正（デザイン・レイアウトに係る部分を含む）を3回以上行うものとし、県が校了と判断するまで必要な修正を行うこと。

(7) 納品

完成後、遅延なく埼玉県産業労働部産業拠点整備推進担当（〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）に納品する。なお、成果物の納品については以下のとおりとする。

納品方法	電子データでの納品とし、データ形式についてはPDF形式の他、印刷用のデータ形式について別途協議する。 紙冊子での納品は要求しない。
納品時期	令和8年9月下旬を目途に県と協議

(8) その他

上記の他に効果的な広告媒体等を受託者独自で用意できる場合は、県に内容を相談の上、積極的に活用すること。

(9) 業務報告

受託者は、業務完了後、事業の結果を取りまとめた報告書及び業務完了報告書を提出して検査を受けること。

6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権等は全て県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

7 業務実施に関する留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受けるものとする。

(5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。

- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部産業拠点整備推進担当

電話：048-830-3935